

みうら男女共同参画プラン
(改訂版)

平成23年3月

三浦市

ごあいさつ



国の男女共同参画社会基本法では、地方自治体の責務として、「地方自治体は、国の施策に準じた施策や自治体の特性に応じた施策を策定し、実施する責務を有する」としています。

これに基づき、三浦市は平成12年3月に「みうら男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会を形成していくための施策を行ってきているところです。

このプランは平成12年から平成22年度末までの計画であり、また、この間の国及び神奈川県との男女共同参画に関する法制度の整備や、少子高齢化・経済のグローバル化・情報化の進展・産業構造の転換と働き方の多様化などの社会環境の変化を踏まえ、現行の「みうら男女共同参画プラン」を改訂することになりました。

平成22年12月に実施した「男女共同参画に関するアンケート」結果及び平成23年2月に実施した「みうら男女共同参画プラン改訂版に係る」パブリックコメント手続きの実施、みうら男女共同参画プラン改訂版策定委員会での協議を経て「みうら男女共同参画プラン改訂版」を策定しました。

本プラン改訂版は、三浦市における男女共同参画社会の実現を目指す計画として、あらゆる分野に役立てられることを目的としております。

今後も、男女共同参画社会の実現に向け取り組んで参りますので、趣旨をご理解いただきまして、皆様のご協力をお願い申し上げます。

最後に、このプラン改訂の検討に携わっていただきましたみうら男女共同参画プラン改訂版策定委員の皆様にご心よりお礼申し上げます。

平成23年3月

三浦市長 吉田英男

目 次

第 1 章 みうら男女共同参画プラン改訂にあたって

1. みうら男女共同参画プラン改訂版の趣旨	2
2. みうら男女共同参画プラン改訂版の背景	3
3. みうら男女共同参画プラン改訂版の位置付け	4
4. みうら男女共同参画プラン改訂版の計画期間	4
5. みうら男女共同参画プラン改訂版の構成	5

第 2 章 基本計画(すべての出発点は意識改革から)

基本 1 男女平等と人権問題への啓発	7
基本 2 女性の自己決定権の確立と能力開発	7
基本 3 女性の政策・方針の立案、決定の場への参画	8
基本 4 男女の市民活動への支援推進	8
基本 5 市民と行政との連携の強化	8

第3章 実施計画

1. 「教育・啓発」活動の活性化	10
2. 「労働・職場」の改善・向上	14
3. 「地域社会」への男女共同参画	20
4. 「福祉・介護」活動への支援強化	24
5. 「家庭生活」の見直し	29
6. 「配偶者等からの暴力」の根絶	33

■付属資料

1. みうら男女共同参画プラン改訂版策定委員会報告	40
2. みうら男女共同参画プラン改訂版策定委員会設置要綱	45
3. 三浦市男女共同参画社会形成推進会議設置規程	47
4. 三浦市審議会等への女性登用推進指針	49
5. 男女共同参画社会基本法	50
6. 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律	57
7. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	70
8. 男女共同参画に関するアンケート結果の概要	83

第1章

第1章 みうら男女共同参画プラン改訂にあたって

1. みうら男女共同参画プラン改訂版の趣旨
2. みうら男女共同参画プラン改訂版の背景
3. みうら男女共同参画プラン改訂版の位置付け
4. みうら男女共同参画プラン改訂版の計画期間
5. みうら男女共同参画プラン改訂版の構成

みうら男女共同参画プラン改訂にあたって

1. みうら男女共同参画プラン改訂版の趣旨

近年、わが国では社会経済情勢の変化やライフスタイルの多様化などを受け、ワークライフバランス（仕事と生活の調和のとれたくらしの実現）の考えのもと、女性も男性も、ジェンダー（社会的・文化的に形成された性別）の考えに縛られることなく、社会においても家庭においても、活躍できるようになってきました。

しかし、政府は平成 22 年 12 月、第 3 次男女共同参画基本計画を定め、現状を「まだ道半ばの状況」とし、更なる取組みを計画として位置付けました。

本市では平成 12 年度において、男女共同参画社会基本法の趣旨である「男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会」を実現する、住みやすい三浦市のまちづくりを目指し「みうら男女共同参画プラン」を策定しました。

みうら男女共同参画プランでは、「すべての出発点は意識改革から」とし、旧来の男女間の性別役割分担意識や職場でのセクシャルハラスメント、夫による家庭内暴力、性の商品化など人権を無視した行為を地域で根絶する必要があるとして、各分野での取組みを行ってきました。

三浦市は地理的な条件も影響し、地域での風習が色濃く残っており、数々の伝統芸能が継承されています。同様に、地域での家庭単位の近所付き合いや相互助け合いの仕組みが各地域で継承されており、祭礼等の催事を通じて男女それぞれが地域社会と接点を有し、個々の家庭が孤立することなく、良好な地域社会が営まれています。これらは、三浦市の男女共同参画社会の実現に欠かせないものです。

この度、本プラン改訂版策定にあたり、市民の意識を調査するため平成 21 年 12 月に実施した「男女共同参画に関するアンケート」の結果、男女に関する意識改革で変化が生じたことが明らかになりました。

アンケート結果を例示すると、平成 10 年に実施した市政モニターのアンケート結果に比べ、男女の地位を尋ねた設問について、「家庭」、「職場」、「学校」、「地域」、「社会通念・風潮」、「法律制度上」のすべての分野において、「男性優位」と回答した割合が下がり、「平等」と回答した割合が上がりました。

一方、男女の地位を「全体的にみて」という設問に対して、「男性優位」と回答した割合が約 5 割を占めていました。アンケートの傾向として、「男女は平等である」という理想の達成やバランスの取れた意識の共有は、まだまだ十分な状況ではありません。

さらに、男女共同参画社会実現を阻むもののひとつに、異性に対する暴力として、ドメス

ティック・バイオレンス（夫婦、恋人同士などの親しい間で、身体的・心理的な暴力を受けること）があります。親しい間柄であっても、暴力は犯罪であり、重大な人権侵害であるため、あらゆる暴力行為の根絶は急務となっています。

そのためにも、男女が互いに人権を尊重した上で、男女共同参画社会の早期実現が求められます。

その実現に向け、改めて「すべての出発点は意識改革から」という基本理念を継承した、みうら男女共同参画プラン改訂版をここに策定し、取組みを推進していきます。

2. みうら男女共同参画プラン改訂版の背景

わが国では、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の最重要課題のひとつとして位置付けた「男女共同参画社会基本法」が平成 11 年 6 月から施行されました。平成 22 年 12 月には、男性、子どもにとっての男女共同参画、貧困など生活上の困難に直面する男女の支援など 5 項目を新たに追加し重点 15 項目とする「第 3 次男女共同参画基本計画」が策定されました。

神奈川県では、平成 14 年 4 月より、「神奈川県男女共同参画社会推進条例」を施行しました。同条例は、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の実施について必要な事項を定め、男女共同参画社会の形成の促進に寄与することを目的としたものです。そして、平成 15 年度には、男女共同参画社会基本法に基づく「かながわ男女共同参画社会推進プラン」を策定、平成 20 年 3 月に「かながわ男女共同参画社会推進プラン（第 2 次）」として同プランを改訂し、取組みが行われています。

異性に対する暴力根絶に関して、わが国では、平成 13 年に「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下、DV法という）を制定し、配偶者からの暴力は犯罪となる行為であると規定し、女性に対する暴力の防止への取組みが行われてきました。

さらに神奈川県では、平成 13 年の DV法に配偶者からの暴力（DV）の防止や DV被害者の支援に対する行政の責務が明示されたことを受け、平成 14 年の配偶者暴力相談支援センター設置のほか、平成 18 年には「かながわ DV被害者支援プラン」を策定し、DV被害者の相談や自立の支援などに取り組んできました。しかし、DV被害者からの相談件数は年々増加しつつあるとともに、平成 20 年 1 月の改正 DV法の施行を踏まえ、「かながわ DV被害者支援プラン」を平成 21 年 3 月に改定し、改定後のプランに基づき取組みを行っています。

本市においては、平成 11 年 6 月に施行された男女共同参画社会基本法の理念に則り、平成 11 年 3 月に提出された「みうら女性プラン策定検討委員会」の提言により、「みうら女性プラン策定委員会」において検討された結果をもとに、平成 12 年 3 月に「みうら男女共同参画プラン」を策定し、取り組んできました。

この度、みうら男女共同参画プランの計画期間（平成 12 年度から平成 22 年度まで）の満

了を受け、社会情勢の変化などから生じる課題に対応するため、同プランを改訂します。

3. みうら男女共同参画プラン改訂版の位置付け

みうら男女共同参画プラン改訂版は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置付け、本市の男女共同参画社会の実現を目指すとともに、市民、各団体、各事業者、行政が共に目指すプランです。

また、本市の平成13年3月策定の第4次三浦市総合計画（計画期間 平成13年度から平成37年度）を補完する個別計画として策定しています。

策定にあたって、平成22年3月策定の三浦市次世代育成支援後期行動計画との整合性を図り、みうら男女共同参画プラン改訂版策定委員会による検討、パブリックコメントの実施、平成21年に実施した男女共同参画に関するアンケート結果などを踏まえて策定しました。

4. みうら男女共同参画プラン改訂版の計画期間

みうら男女共同参画プラン改訂版の期間は平成23年度から平成32年度までの10年間とします。なお、計画の期間内であっても社会情勢の変化に応じて適宜見直します。



5. みうら男女共同参画プラン改訂版の構成

<p>基 本 計 画</p> <p>(すべての出発点は意識改革)</p>	
<ol style="list-style-type: none">1. 男女平等と人権問題への啓発2. 女性の自己決定権の確立と能力開発3. 女性政策・方針の立案、決定の場への参画4. 男女の市民活動への支援推進5. 市民と行政との連携の強化	
<p>実 施 計 画</p>	
<ol style="list-style-type: none">1. 「教育・啓発」活動の活性化2. 「労働・職場」の改善・向上3. 「地域社会」への男女共同参画4. 「福祉・介護」活動への支援強化5. 「家庭生活」の見直し6. 「配偶者等からの暴力」の根絶	



第2章

第2章 基本計画(すべての出発点は意識改革から)

- 基本1 男女平等と人権問題への啓発
- 基本2 女性の自己決定権の確立と能力開発
- 基本3 女性の政策・方針の立案、決定の場への参画
- 基本4 男女の市民活動への支援推進
- 基本5 市民と行政との連携の強化

基本計画（すべての出発点は意識改革から）

基本計画は、男女共同参画社会を構築するために、そのベースとして踏まえるべき大枠の計画を、5項目に分けて掲げたものです。

副題を《すべての出発点は意識改革から》とし、その重要性を示しました。

このプランでは〈実施計画〉に先立って、以下の5つの計画を実現の目標として掲げます。

基本1 男女平等と人権問題への啓発

日本国憲法が「個人の尊厳と両性の平等」を基本的人権として宣言したことを重視し、「男女差別は基本的人権にかかわる最も重要な問題」とあるとの認識を、地域全体にさらに浸透させていかなければなりません。

それにはまず、男女それぞれがジェンダーへのこだわりと呪縛から自らを解放することが、すべての出発点です。そうすることで、互いにはじめて相手の人格と立場を自由な視点で尊重しあい、男性にとっても女性にとってもものびのびと生きることができる社会が実現するからです。

同時に、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識を拭い去り、職場でのセクシャル・ハラスメント、配偶者等による家庭内暴力、性の商品化など人権を無視した行為を地域で根絶する必要があります。

これらの意識改革と啓発を図るため、学校・職域・地域社会などあらゆる分野を対象に、学習機会を増大するとともに、教育プログラムの開発と関連情報の提供を継続的に推進していかなければなりません。

基本2 女性の自己決定権の確立と能力開発

女性が就職・結婚・出産など人生の節目となる各段階において、だれからも強制されることなく、女性自らの意思で各々のライフスタイルを選択し、将来を決定する権利を行使しうる社会づくり、また、それを当然と認める地域体制を築くことが必要です。

同時に、これまで男性と比べて能力開発の機会に恵まれなかった女性の能力を積極的に開発し、あらゆる分野に男女が対等の立場で参画できる環境を整え、男女を性差ではなく「個人差」で評価する社会風土をつくらなければなりません。

そのため、女性の能力を向上させ、社会にむけて自由に発揮させ得る研修機会を拡大し、地域・職域に必要な人材の養成、支援体制の強化を図ります。

基本3 女性の政策・方針の立案、決定の場への参画

女性が人口の半分を占め、しかも女性の経験の活用が有効かつ貴重であるにもかかわらず、女性は政策・方針の立案、決定の場から遠い位置におかれていた過去がありました。現在は、法整備等により意識改革が進み改善の傾向にあります。

今後も、男女共同参画社会をより確実なものにするために、あらゆる分野の職域、地域の市民活動団体、市の審議会等で、女性が男性とともに政策・方針の立案、決定の場に参画し、その意見を反映させる機会の拡大が望まれます。

そのため、あらゆる分野の組織内でこれらの主旨が生きるよう啓発を強化するとともに、市自らも率先して女性管理職の登用、審議会・協議会等への女性の参画増大に、取り組めます。

基本4 男女の市民活動への支援推進

女性が中心の市民ボランティア団体が、子育てから介護までの幅広い分野で、暮らしやすい生活・地域環境をつくることに貢献しています。

しかし、全国に広がるこれらの市民活動団体の多くが、活動資金・必要情報・活動スペースなどの不足に直面し、悩んでいることが各種の調査結果に出ています。

これらに対応するため、必要としている団体への関連情報の積極的提供、リーダー的人材の養成などのほか、団体間の交流・連携を強めるため、ネットワーク化を検討します。

基本5 市民と行政との連携の強化

男女が性別にかかわらず、社会の対等な構成員としてそれぞれの個性と能力を発揮するためには、女性の政治的・経済的・社会的地位を高めるだけでなく、男性も家庭・地域社会で一定の役割を果たすことにより、男性にとっても、「男らしさ」の呪縛から解放され自分らしい生き方を取り戻す努力が、男女双方にとって望ましいことに気づかなければなりません。

今後も男女共同参画社会の基礎を堅牢にするために、地域・行政・産業界と男女で構成される市民活動団体との間に、緊密な連携・協力のスクラムを組んでいきます。また、男女共同参画社会の実現に向けて、庁内の各部署間をつなぐ女性行政推進会議の運営体制の充実を図るとともに、市民と行政との望ましいパートナーシップを確立することに努めます。

第3章

第3章 実施計画

1. 「教育・啓発」活動の活性化
2. 「労働・職場」の改善・向上
3. 「地域社会」への男女共同参画
4. 「福祉・介護」活動への支援強化
5. 「家庭生活」の見直し
6. 「配偶者等からの暴力」の根絶

実施計画

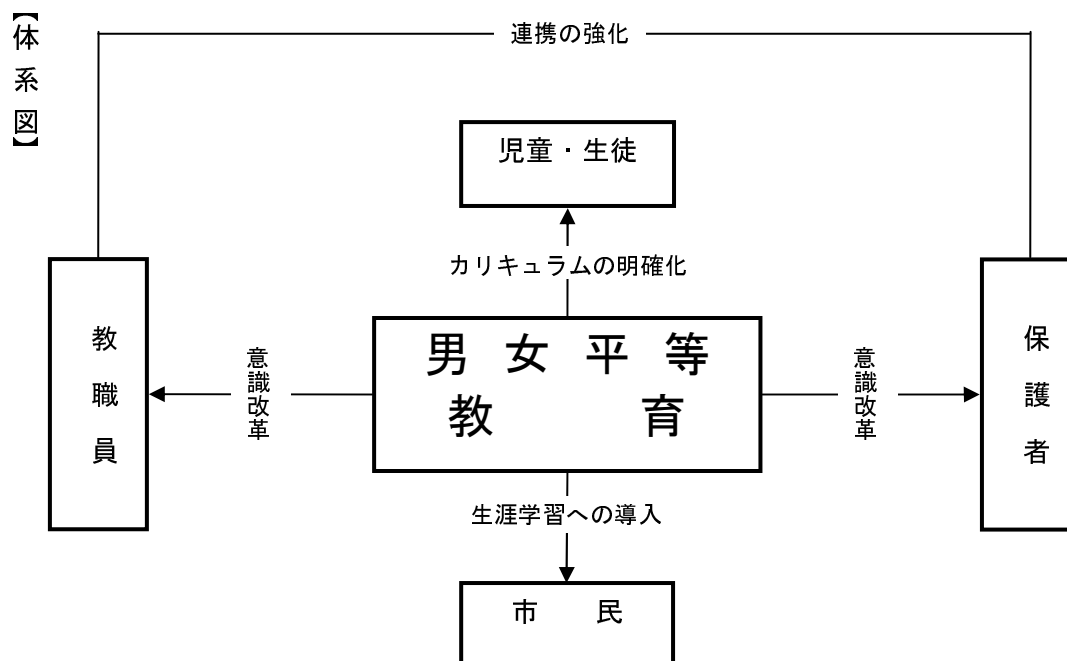
これは、基本計画の趣旨を具体化して内容の実効性を高めるため、施策を6つの領域に分けて掲示したものです。この実現にあたっては行政のみでなく、市内の学校・企業・市民活動団体などの協力と連携が不可欠です。

1. 「教育・啓発」活動の活性化

男女平等の視点での意識改革を具体的にすすめ、地域、職域、学校、家庭など日常生活習慣のすみずみにまで無意識的に存在する男女差別感を拭いさるためのすべての出発点になるのは「教育・啓発」活動です。

「教育・啓発」活動とは、単に学校教育だけでなく、家庭教育から社会教育までのすべての機会をとらえ、男女平等教育を実践することを意味します。

そのため、市民の生活に密着しているさまざまな分野の会合、集まりの場を活用し、啓発活動を広げていく仕組みづくりが必要です。



(1) 男女の自立と平等をめざした学校教育

女性がともに一人の自立した人間として、個性や能力を發揮するとともに、互いの人権を尊重しようとする意欲や態度を育成できるよう、発達段階に応じた男女平等に関する教育の充実に努めます。

① 男女平等教育のカリキュラムの明確化

学校教育は、男女共同参画の意識をはぐくむ重要な場であることから、人権尊重を基盤とした男女平等教育のカリキュラムを明確に位置づけることが必要です。

各学校の自主性と独自性は尊重すべきですが、平等教育の重要性を考慮すれば、いずれの学校でもカリキュラムの中で明確に位置づけられ、しかも、幼稚園、小・中・高等学校で子どもの発達段階に応じた連続性のある教育課程の編成が望まれます。

- 幼稚園や学校での日常の中で、男女を区別する慣行や不平等がないか、教育関係者に再度その見直しを促します。
- 「人権意識を基礎とした男女平等教育」をカリキュラムに明確に位置づけ、教育過程の編成を検討します。
- 男女の身体上の違いを理解し、そのうえで互いの性を思いやることのできる性教育の充実に努めます。

② 教職員・保護者の共通理解と意識改革

市内小中学校の教職員を対象に、性別にとらわれない個人の人権を基盤にした人権教育を充実・強化する研修を行い、男女平等意識の啓発に努めます。

また、性別による固定的役割分担意識にとらわれない家庭教育が促進されるよう、教職員・保護者の共通理解をはかる機会や情報提供が必要です。

- 男女平等教育について教職員への情報提供、新教材の開発、指導法の研究会、授業例の交換などの充実に支援します。
- 学校における平等教育への理解を深めるため、保護者会等をとおして啓発を促します。

- 学校教育・行事の場に父親の参加を増やすため、参加条件の改善を図ります。

③ 固定的な進路指導の改革

キャリア教育の実施による児童・生徒の職業意識、生き方指導の充実に取り組みます。そして、自らの個性を生かし、自らの希望にあった進路を主体的に選択できるよう、適切な進路指導、職業意識の形成に努めます。

- 男女の固定的な役割にしばられない進路指導に向けて、教職員への意識啓発の充実に努めます。

- 進路指導の際に、学校・子ども・家庭間の連携を強めるよう啓発に努めます。

(2) 家庭・地域における男女平等学習の機会拡大

子どもは学校教育だけでなく、保護者の養育態度、地域の人たちとの応対、教職員や友人との関わりなどからさまざまな影響を受けながら成長するものです。したがって、男女平等意識を自然に育てるためには、教える側や大人自身が男女の自立と平等の重要性を十分に認識し、絶えず意識の変革と高揚を図ることが必要です。

生活の基盤である家庭の中はもちろん、地域社会でのさまざまな会合、集まりの機会をとらえ、生涯にわたって男女平等と共生の意識を育て合うことは、社会人にとってもお互いに暮らしやすい環境をつくることに結びつきます。

① 生涯学習講座への積極的導入

成人男女の間に平等と共生の風土をつくり上げていくために、生涯学習講座などの中に、この問題に関する学習テーマがごく自然に継続的に導入されることが望まれます。

しかし、平等問題や人権問題は、きわめて重要な課題であるにもかかわらず現実には敬遠され、参加者が少ないのが実情です。そのため、講座内容を魅力あるものにし、参加者を増やす工夫が必要です。

- 生涯学習講座などに、男女平等と共生の意識を啓発することができるテーマを今後とも積極的に導入します。

- これまで参加しなかった市民を勧誘できる仕組みづくり、夫婦で参加することができる魅力ある講座内容などの工夫に努めます。

② 市内で行われる各種会合の活用

三浦市は漁業・農業などの第一次産業で栄えてきた町であり、多数の組合組織があり、また商工会議所を中心にさまざまな活動が行われています。

さらに、各地区の自治会組織活動をはじめ、学校での教育研究会や保護者会、近年では子育てや福祉に関わるネットワークがそれぞれの活動をすすめています。

これら各領域で定期的に行われている会合の機会を積極的にとらえ、男女の平等と共生に関わるテーマを学習する場をつくり、関連情報を提供・交換するなどの方策が必要です。

- 市内の各種組織活動の中で、男女の平等と共生について学習する機会を増やすよう啓発に努めます。



2. 「労働・職場」の改善・向上

労働は人びとの経済的基盤を支えるものであり、男女共に働いて経済的に自立することが男女共同参画社会の実現にはきわめて重要な要因です。

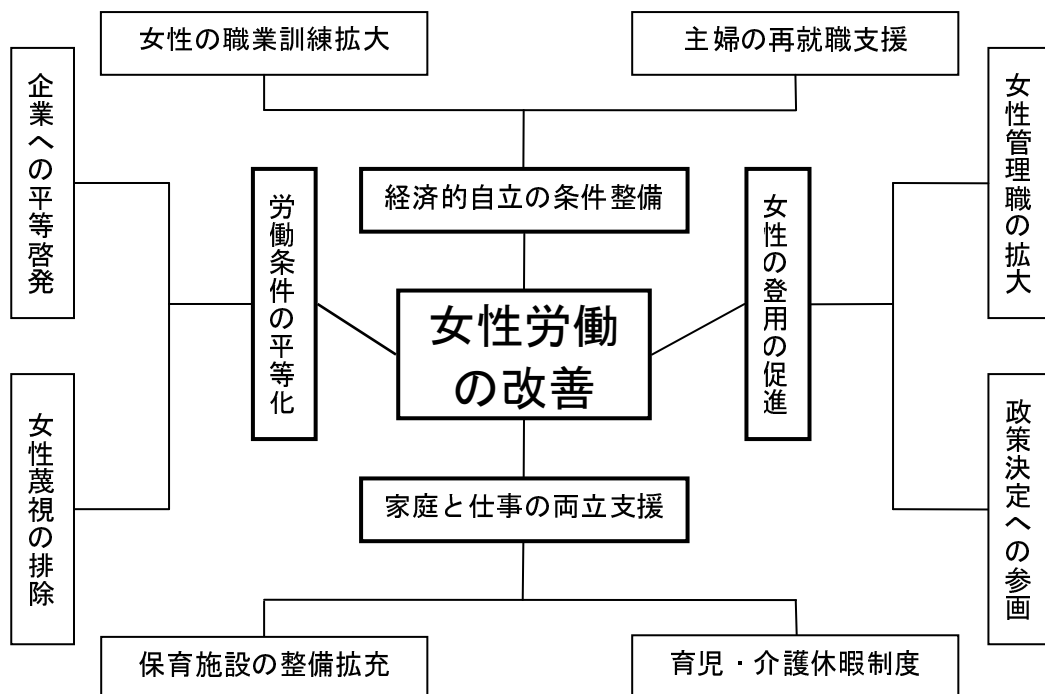
これまでは女性が仕事を持ってその労働は補助的で、職場での地位も不安定であり、女性の労働に対する評価も十分ではありませんでした。

近年、関係法令の整備もすすみ、労働条件や、職場環境等、制度上における男女の均等な取扱いは定着しつつある一方で、差別事案は複雑化の傾向にあります。

そこで、今後においても労働・職場の分野における男女の均等な機会の享受や、女性の意欲と能力に応じた適切な評価と待遇の実現などが重要な課題となっています。

特に三浦市では、農業・漁業・観光業を基幹産業とした労働集約型の産業が中心となっており、そこで女性が果たす役割が非常に大きいという事実を踏まえて考えなければなりません。そうした背景の中で、女性の経済的自立を促す条件の整備、労働条件の男女平等化と改善、家庭と仕事を両立することができる環境の整備、責任ある立場への女性登用の促進などを共通の課題として検討していく必要があります。

【体系図】



(1) 女性の経済的自立を促す条件整備

アンケート結果では、「男は仕事、女は家庭」という考え方について、「そうは思わない」と回答した方が、「もっともだと思う」と回答した方を上回り、三浦市においても全国的な傾向と同様に、一定の意識の改善がみられます。しかし、「どちらともいえない」と回答した方も多く、固定的な先入観が払拭されたとまではいえない状況にあると思われます。

そのため、企業等の雇用労働分野における女性の職域は狭く自己の能力を開発する手段に恵まれず、女性の職業選択の範囲はごく限られる傾向がみられます。

この固定的な性別役割分担意識を改めていくためには、まず女性自身が経済的自立の重要性を認識し、男女平等を目指す積極的な労働観を身につけることが必要です。同時に、個々の女性の意欲と能力に応じた職業選択の機会をひろげる条件を、地域社会の中に整備していく必要があります。

① 女性の職業訓練と能力開発機会の拡大

女性の職業選択の幅を広げるためには、就職する前の段階において、女性が自らキャリアプランを描けるようにキャリア教育を推進することや、その能力を再開発する職業訓練の機会を拡大し、就労支援することが必要です。

この研修講座の内容については、企業や地域社会が現在求めている人材のニーズと、そのために女性が身につけなければならない知識・技能を十分に把握し、現実に就労の実績を高めるための情報提供が必要です。

- 就労を望む女性のために「能力の開発・向上」（エンパワーメント）のための職業訓練の場所、実施機関について積極的な情報収集に努め、情報提供の充実を図ります。
- 就労の実績を高めることができる研修プログラムの開発に努め、内容・ノウハウの充実を図ります。

② 主婦の再就職への支援強化

共働きが増加傾向で推移するとともに、子どもができて継続就業を望む女性が増加している傾向にありますが、依然として多くの人が、子育ての時期は一時仕事をやめて家庭に入り、子どもの手が離れてから再び職業を持つことが望ましいと考えていることから、労働力の率は依然としてM字カーブを描いており、一時離職する傾向がみられます。

しかし、子育て後に主婦が再就職し、新しい職場に適應することはなかなか難しいのが実態です。激しい技術革新や経営システムの変化により、以前に務めていた職場とくらべて、就労の環境や内容が多くの点で変わってきているからです。

この現実をふまえ、再就職を望む主婦のために役立つ就業訓練講座の紹介などの幅ひろい情報提供等の支援体制が必要です。

- 再就職を希望する主婦の雇用機会をひろげるため、一般的な求人情報だけでなく、公的相談機関の紹介や、各種セミナーの実施状況などを、市の広報紙やホームページを通じて幅ひろく情報提供します。
- 主婦が新しい職場に適應できるよう、必要なスキル取得のための各種支援事業の実施状況などの情報を提供します。

(2) 労働条件の男女平等化と改善

男女雇用機会均等法が施行されてすでに久しく、募集・採用・教育訓練・配置昇進・給与・福利厚生など、労働条件に差別があってはならないとされてきました。しかし、こうした条件についてはこれまで事業主の努力義務とされてきたことから女性はキャリア形成支援の機会が少なく、昇進も男性より遅い場合があり、結果的に賃金・福利厚生に男女差があるのが実態です。

平成 11 年 4 月から、法改正によってこれらの差別は「禁止規程」になりましたが、その実効性を確保するため、企業側に対して積極的に啓発し続ける必要があります。

平成 18 年の法改正により、男女双方に差別、間接差別、妊娠・出産等を理由とする解雇その他不利益な取扱いが禁止され、セクシャル・ハラスメントに関する事業主の雇用管理上の義務の強化等が図られています。

このように、法制度の整備は以前に比して大きく進展し女性の社会進出が着実に進んでいるものの、職場に残る女性蔑視の傾向を払拭することは、企業側にさらに強く求められています。

① 企業に対する男女雇用機会均等の働きかけ

男女差別がまだ随所に残っている労働条件を改善し、働く女性の地位向上を図っていくことは企業の重要な責務です。そのため企業側に対して、労働条件のうえで男女平等の実効性を高めるよう、積極的かつ継続的な啓発に努めます。また、働く女性の悩みや苦情相談への取組み体制を整備する必要があります。

- 採用・教育訓練・配置昇進・給与・福利厚生などの労働条件の平等を徹底するよう、企業への啓発をすすめます。
- 働く女性の悩みや苦情への取組みのため、関係機関の労働相談窓口と連携し、業務の充実を図ります。

② 女性蔑視の排除と女性能力の正当評価

雇用労働の職場では、キャリア形成支援の機会が少なく女性の能力を軽視していつまでも補助的な職種に留めたり、セクシャル・ハラスメントを放置する風潮が少なからず残っています。そのような傾向は、様々な取組みにより、一定の改善はみられるものの、女性は、男性が考えているほど男女共同参画社会の形成が進んでいると捉えていないという男女間の認識の差異がみられます。

また、三浦市では農業・漁業などの第一次産業の割合が高く、これらに携わる女性が果たす役割はきわめて大きいにもかかわらず、まだ女性の役割や業績が正当に評価されているとは言えません。

このことについて、農林水産省では、女性の農林漁業経営への参画促進のため、研修や普及啓発等を支援し、女性の認定農業者の拡大を図る様々な取組みがなされており、その推進が望まれます。

今後すべての働く場では、性差より個人の能力に焦点をあてて、女性の業績が正当に評価される環境づくりが望まれます。

■ 女性の業績を正当に評価する職場づくりや、性的いやがらせの風潮の排除について、企業への啓発を図ります。

■ 雇用労働の職場はもちろん、農業・漁業などに従事する女性の労働力と業績を正当に評価する体制が浸透するよう、継続的な広報・啓発活動をとおして、三浦市全体の環境づくりに努めます。

(3) 女性の登用の促進

男女共同参画社会の実現のためには、働く場でも女性が男性と同等の責任ある地位を保障され、意見は十分に尊重される必要があります。

近年、着実に実力のある女性の管理職登用や、職場の方針立案・決定の場に共同参画することが、長期的にみて企業の人材有効活用や組織の活性化につながることで、もっと経営内部で広く理解されることが望まれます。

① 女性管理職の拡大

あらゆる分野の職場では、男女共同参画を推進するため、また人材有効活用や組織の活性化のために女性を積極的に活用し、管理職に登用する体制を強化する必要があります。特に、行政や公共機関では民間企業に率先して、女性の管理職登用や政策の立案、決定の場への女性参画をすすめる必要があります。

■ 女性を積極的に管理職に登用する体制を確立するよう、関係企業・団体等への啓発に努めます。

- 行政・学校では、市内の企業・組合・各種民間機関にとっての指標となるべき体制をめざして、女性管理職の登用に率先して進める職場改革に取り組みます。

② 政策・方針決定の場への女性参画

近年、女性の社会進出が進む一方で、これまで行政機関でも民間企業でも、女性が男性と同等に政策・方針の立案、決定の場に参画することができるケースは、少なかったのが実情です。

これからは女性としての経験を活用し、その意見を組織の運営のうえに反映することの有効性が多くの職場で理解され、男女共同参画の実効が高まっていくことが期待されます。

- 民間企業と行政とを問わず、女性の意見が職場の政策・方針の立案、決定の場に反映されるよう啓発を強化します。

- 市の審議会・協議会等への女性委員の登用率の向上に努めます。

(4) 家庭と仕事を両立することができる条件の整備

わが国の労働市場では、働く既婚女性の多くが、なお、仕事と家事・育児の両立に悩みつづけている実態が、ほぼ全国的な傾向にあります。

そこで政労使による調印により、平成19年12月に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が示されました。これは、国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事の上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会を目指す内容となっています。

三浦市では地域に新たな雇用の場が少なく、市外で働く多くの通勤者は通勤時間が長いために、育児と介護を含む家庭と仕事の両立がより困難な状況にあり、離職を余儀なくされるケースもみられます。

しかしながら、近年、急速にすすむ少子高齢化により、わが国の労働市場は、今後、労働力人口の減少が懸念されており、この労働力不足の対策として、労働力人口比率が男性に比して低い女性労働力の人口の増加が望まれています。

今後、三浦市でも、これから働く意思のある男女あるいは高齢者が、一様に働きやすい労働条件を整備していく必要があります。それには、保育施設の拡充、あるいは育児・介護休暇制度の利用の徹底などが必要です。

① 保育施設の整備・拡充

子育てをしながら働きつづけるための労働条件の改善、または少子化の傾向に歯止めをかけるためにも、保育環境の整備は緊急喫緊の課題です。

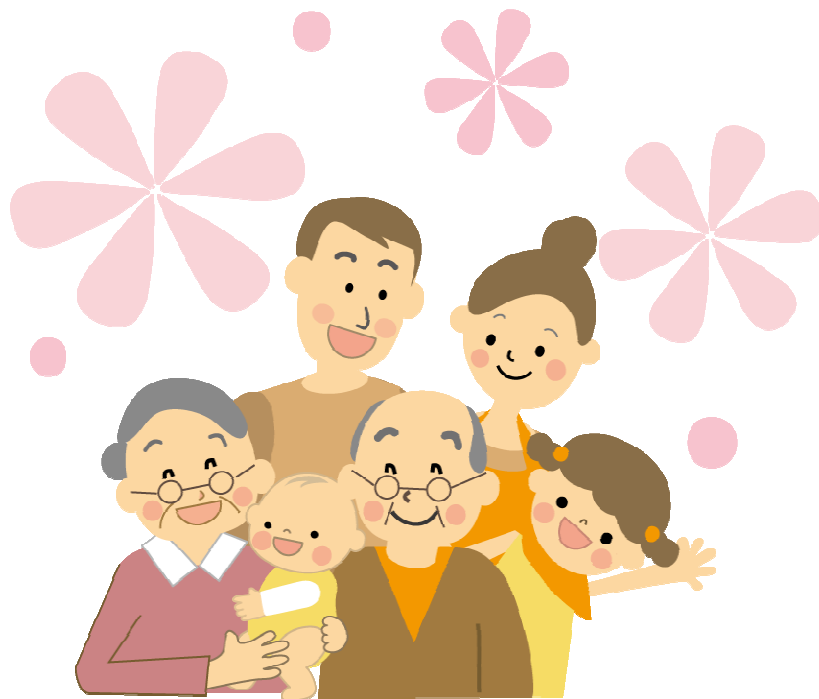
- 市内の企業・組合・商店街や市民グループと連携をとりながら、共同保育の仕組みづくりを支援する方策を図ります。

② 育児・介護休暇制度の徹底

仕事と子育ての両立支援等を一層進めるため、平成 21 年 6 月に育児・介護休業法が改正（平成 22 年 6 月 30 日施行）され、子育て中の短時間勤務制度や、残業の免除の義務化、子の看護休暇制度の拡充、父親の育児休業の取得促進、介護休暇の新設及び法実効性の確保等が整備されました。

育児・介護を大切にしながら働きつづけることができる体制を確立するため、また、家庭責任を男女共同で担うことを明示した「男女共同参画社会基本法」に対応するためにも、企業内でこれら制度の徹底が望まれます。

- 育児・介護休暇制度の利用を必要とする男女社員等が、周囲に気がねなく休業できる職場づくりをすすめるよう企業への啓発等に努めます。



3. 「地域社会」への男女共同参画

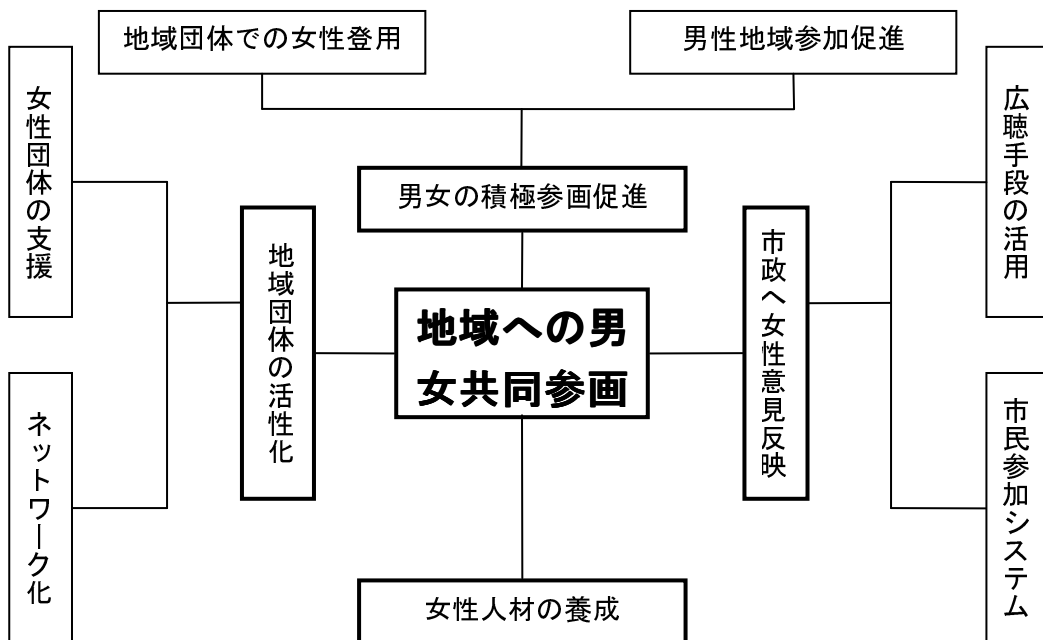
地域社会の環境を暮らしやすいものにするためには、市民の持つ知恵や関心や自主性が生かされ、いろいろな世代の男女がさまざまな地域活動に参画できる環境が大切です。

三浦市で実施した男女共同参画に関するアンケート調査の中で、地域において「男性優位」との回答が、「職場において」に続き高くなっています。

これは地域の団体・組織で実際の具体的活動は女性が担っているにもかかわらず、役職の上位を男性が占めるといふ現実が依然として存在していることを示唆しています。

こうした状況を市民と行政が協力して改善し、男女共同参画社会の実現を地域からより広い社会へと推進していくことが望まれます。

【体系図】



(1) 男女の地域活動への積極的参画

地域社会での活動や子供の養育や家族の介護などの家庭生活についての活動は、男性の参画が少ないのも事実です。

今回のアンケートの中で、「日頃地域でどのような活動をしていますか」の設問に対して、186人が「していない」と答えています。これは回答者の56.3%が、地域の活動に日頃かかわっていないこととなります。

その理由のうち、仕事で時間がない、家事や育児、介護等で忙しい、病気や健康不安ででき

ない、高齢である等の個人的な要件をできない理由とする市民を除くと、「きっかけがない」が68人で理由のトップになります。次に多いのが、「適した活動が見つからない」「関心がない」と続きます。

これまでのように地域の施策をすべて行政任せにするのではなく、自分たちの暮らしを守るため、住民がもっと自主的、積極的に市政に参加し、発言や提案をとおして自分たちの声を行政に反映させることが望まれます。

そのためには、多くの男性が地域社会に参画し、職場等で培ってきた経験・能力を地域の活動に活かし、女性が地域で培ってきた経験・能力と組み合わせる努力が必要です。

① 地域団体における女性役員の登用

地域社会が抱えているニーズや問題点をきめ細かく把握しているのは、実際の具体的活動に参加している方々であり、その多くは女性です。

自治会などの地域での方針決定の場においては、特に女性の参画が大切であり、こうした女性の発言権を高めるために積極的に役員に登用し、女性の視点を活かした地域づくりを進める必要があります。

■ 地域のさまざまな団体で女性を役員として登用するよう、地域風土の改革の啓発に努めます。

■ 団体の役員に登用できる女性の人材を発掘するとともに、地域リーダーとしての養成を図ります。

② 男性の地域参加の促進

三浦市の、第一次産業に従事する男性は、比較的地域の課題に取り組む機会が多いと考えられますが、市外に通勤する男性が、地域社会への関心を高める方策が必要です。

■ 男性の地域参画を促進するためのセミナー・フォーラム等の開催に努めます。

(2) 市制への女性の視点・意見の反映

男女共同参画プランを具体的に推進していく段階で、これまで潜在していた女性の声をより広範に反映させ、暮らしの改善に寄与することが必要です。

さらに男女を問わず、今後は地域行政に市民が積極的に参画し、意見・提案を反映させる仕組みづくりが求められています。

① 「広聴」手段の積極活用

三浦市では、これまで女性が、農業、漁業、小売業など多くの分野で力を発揮して地域

の暮らしを支えてきましたが、その女性の意見・要望はなかなか表面にあらわれているとはいえません。また他都市と比べて市の審議会・協議会への女性委員の登用率が低く、この点も改善が必要です。

- 市民アンケート調査などの「広聴」手段をとおして、女性の声がより明確に市政に反映するよう努めます。

② 行政への市民参加の推進

近年、地方自治体は、自らの決定と責任でまちづくりを進めていかななくてはなりません。そのためには自分たちの町は自分たちで作るという考えのもと、暮らしやすいまちづくりに向け市民と行政がよりよいパートナーとして対等な立場で責任を共有し、智恵を出し合い協力すること(市民協働)がいつそう重要になってきています。

- インターネットや地域のメディア等を活用し、情報の提供や情報発信をすることで、いろいろな世代の男女がさまざまな地域活動に参画できるよう努めます。

(3) 女性による地域団体の活性化

三浦市では、女性を中心にさまざまな団体が組織化されて、地域の暮らしに貢献しています。しかし全国的に共通の問題として、これらの市民活動団体の多くは財政・情報・活動スペースなどの不足に悩み、支障を感じているのが実態です。

① 女性地域団体のネットワーク化と活動拠点づくり

さまざまな領域で活動している女性地域団体が、相互に情報を交換し合い、女性共通の課題について率直な討議を交わせる場が求められています。

そのため、市内の女性活動団体をネットワーク化し、互いに協力し合える体制を作っていく必要があります。あわせて、男女平等と共生の問題について学習し、情報・資料を収集し、教育、研修を行なえるセンター的な施設の提供が望ましいと考えられます。

- 女性地域団体が相互に協力し合えるネットワークの体制づくり、活動状況の発表・交換しうる場づくりに努めます。
- 三浦市のすべての女性活動団体が学習・研修・交流などに利用することができる、センター機能を備えた施設の提供の可能性について検討をすすめます。

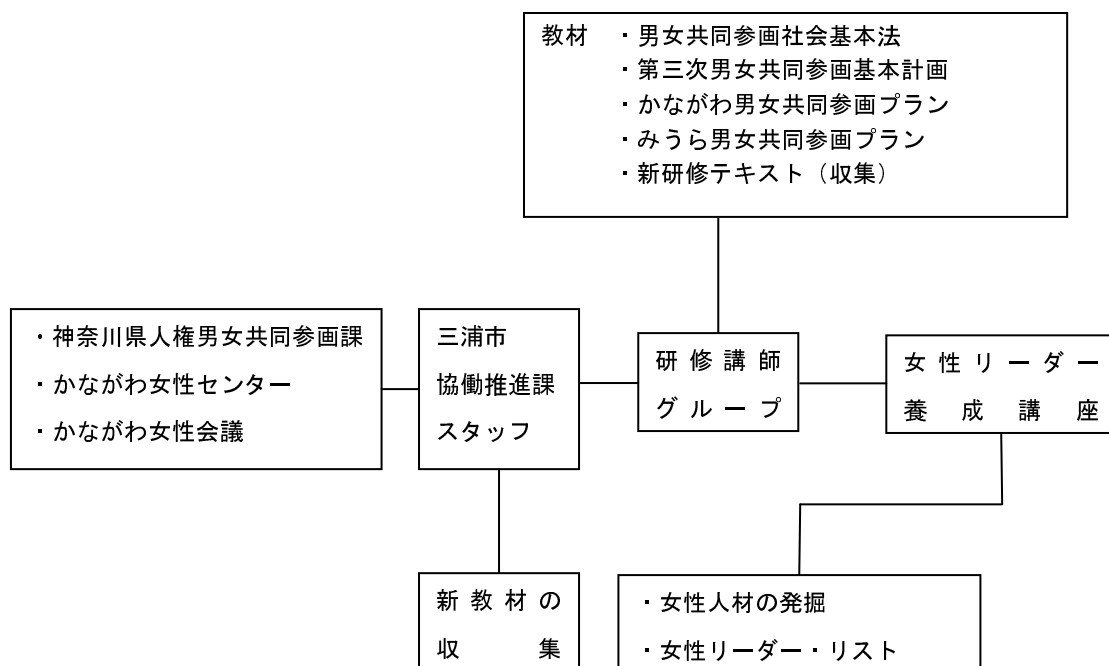
(4) 地域における女性人材の養成

女性の地域団体の活性化、あるいは行政への市民参加システムを推進するためにも、

三浦市の各地域に女性リーダー的人材を養成していくことが必要です。

そのためには、各地域に潜在する有能な女性を積極的に発掘するとともに、「女性リーダー養成講座」を開設し、関係機関と連携し研修プログラムの開発、教材の拡充を図らなければなりません。

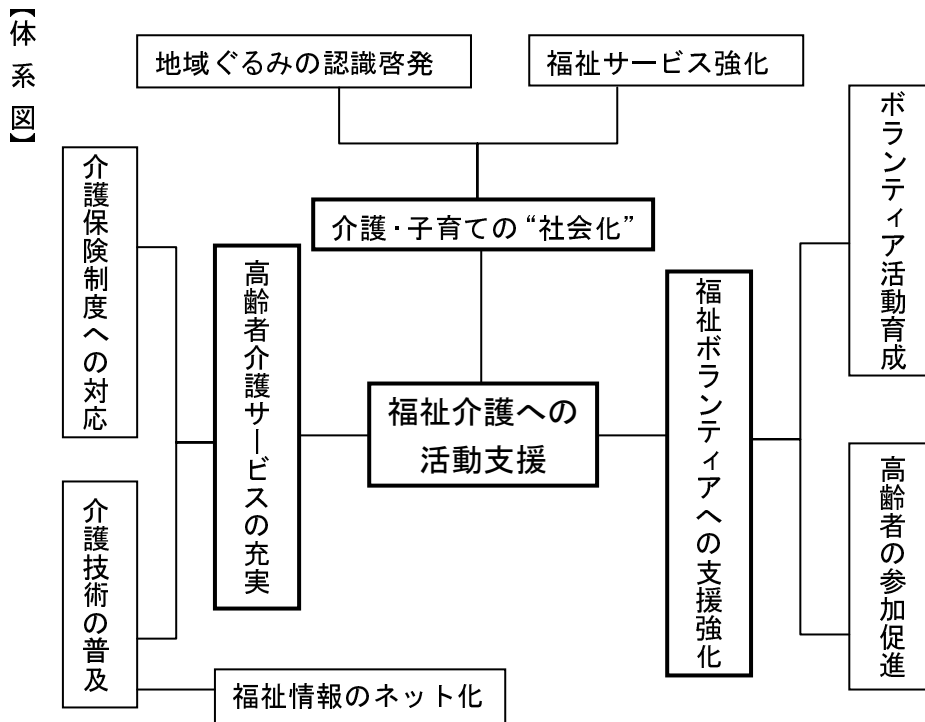
- 「女性リーダー養成講座」を開設し、そのために必要な研修プログラムの開発、教材の拡充に努めます。



4. 「福祉・介護」活動への支援強化

本格的な高齢化社会が到来し、高齢者が安心して暮らしていくことができるように、福祉サービスの維持、充実を図っていくことがこれから将来を見据えた場合の深刻な課題となっています。

従来、高齢者の在宅介護は妻・嫁・娘など主として女性の手によって担われ、精神的・身体的な負担が女性に集中しているケースが多く見受けられましたが、現在では核家族化に伴い介護力の低下による「老老介護」の問題も生まれています。「老老介護」は介護者の介護負担の増大により、介護する方も、される方も介護による家庭崩壊につながる危惧があります。



(1) 介護・子育ての“社会化”

男女ともに家事・育児を担い、仕事をもって自立し、同時に地域のさまざまな活動への社会参加が望まれる時代を迎えています。

しかし、三浦市で行われたアンケート調査の結果では、女性が働きつづけるための障害となっている原因の上位を、「出産・育児」と「家族等の介護」が占めています。また「家庭で家族だけで自分の親の世話をできると思えますか」との問いに対

して、70%以上の方が「あまりできるとは思わない」、「とてもできると思わない」と回答しています。

これからみても、介護と子育ては分断された個々の家庭の中だけで行われるものではなく、今後は地域ぐるみで支援体制をできる限り強化するべきであり、その意味で“社会化”する方策を考えていかなければなりません。

①「地域ぐるみ」という認識の啓発

三浦市に限りませんが、高齢者の介護は各家庭内で行うのが当然という意識や、また、家事・育児・介護は女性の役割という概念が、地域にはまだ根強く残っています。

平成22年3月1日より三浦市災害時要援護者支援制度がスタートし、一人暮らしの高齢者や障害のある方など災害発生時に自力で避難することが困難な方から名簿登録の申し込みを行っていただき、地域の支援組織に名簿を提供する制度を立ち上げました。これは一つの例ですが、できる限り地域ぐるみの支援体制の下ですすめられる必要があるという意識を、全市民に浸透させる必要があります。それは女性のみにも過度の負担が集中する傾向を防ぎ、女性の社会参画を促すことにもつながるからです。

- 「地域ぐるみ」という意識改革を全市にひろげるため、さまざまな会合やメディアをとおして啓発活動をすすめます。

② 地域における福祉サービスの強化

これからは高齢者介護のウェイトが高まってきますが、それだけでなく、保健・医療・福祉の連携を強める福祉サービス・ネットワークの充実、働く母親やひとり親に対する子育て支援、障害をお持ちの方への生活支援、バリアフリーの視点からの住宅・地域環境の整備など、男女が共同して家庭責任や地域活動を担うことができるよう、地域における福祉サービスを全体的に充実させることが必要です。

- 三浦市における保健・医療・福祉サービスを男女共同参画の観点からも再点検し、市民への情報提供を強めつつ、一層の充実を図ります。
- 地域福祉センター、ボランティアセンター、老人福祉保健センター等の施設について、相互の連携を図りつつ機能のさらなる向上に努めます。
- 地域の社会資源と連携した福祉サービスの展開を図ります。

(2) 高齢者介護サービスの充実

三浦市は高齢化率が28.6%（平成22年1月）と全国平均に比べて高く、各種の統計から少子・高齢化が明確に進んでいることが分かります。さらに、三世帯同居世帯が多いことから女性介護負担が高いことも予想されます。

平成12年4月に発足した介護保険制度も10年が過ぎ、高齢者介護時代を迎えており、三浦市もこの制度の円滑な運営に向けて全力をあげて取り組んでいます。

同時に、この制度は介護が三浦市民と地域社会全体に関わる問題であることを意味します。

そのため、行政・市民・事業者・関係機関が協力しあって、その実効性を高めています。

①介護保険制度の運営

介護保険制度は、これまで行政主体で推進してきた高齢者福祉サービスを民間による介護事業システムへと転換したものであり、利用者本位の観点から介護を要する各個人・家庭が主体的に事業者を選択することができる立場になるなど、施策の構造転換がなされています。

しかし、介護を要する高齢者が増加し続ける中、施設等の受け皿不足などの課題もあり、制度の安定した運営の継続が、男女共同参画社会の実効性を高めるための具体的な試金石ともなっています。

- 介護保険制度の円滑な運営に向けて関係機関の連携を密にし、市民との協力のもとに一つ一つ課題の解決に取り組めます。
- 市民福祉団体による介護サービスの基盤体制を整備し、市民の積極的な協力を求めています。
- 地域行政、ビジネス・NPO等の介護事業者、市民ボランティア活動の間に緊密な連携をとり、円滑な運営に努めます。

②介護技術の普及

介護保険制度の運営に参加するために、全国でヘルパー養成講座が開催されていますが、介護従事者の不足が問題になっています。また、不安や悩みを抱えながら介護を要する人を介護している家族も増えており、男女を問わず介護技術の普及と介護従事者の処遇改善が求められています。

- 介護をしている家族を支えるための家族介護支援事業を継続して実施します。

- 関係機関と相互に協力し合い、介護従事者の処遇改善がなされるように努めます。

③情報システムによる福祉情報のネット化

インターネット活用は、各家庭間に加速度的に普及しています。これらのシステムの活用は大変有効で不可欠であるため、関係機関とのネットワークにより、様々な福祉情報をインターネットにより閲覧できるようになりました。

- 保健・福祉・医療の総合情報サイト「WAM-NET」を始めとした様々な情報提供サイトを活用することにより、迅速な情報提供が確保されるようになりました。

(3) 福祉ボランティア育成への体制整備

① ボランティア活動育成への体制整備

今後、市民によるボランティア活動をさらに育成するため、この分野への男性参加の促進、市民福祉団体への情報提供や連絡調整の拡大、自治会など既存の地区組織との連携強化などをおして、福祉の援助を必要とする家庭とボランティア団体、地域行政とが相互に連帯感をもって活動できるよう、地域ぐるみの支援体制づくりが必要です。

- ボランティア養成講座の開催を増やし、とくに男性の参加を促進するための広報・啓発活動に努めます。
- 市民ボランティア団体への情報提供を継続的に行い、行政・団体間の連絡調整を密にします。
- 地域に密着した各地区の自治会組織、他の市民団体、民生委員・児童委員など既存の組織との連携強化を図ります。

② 高齢者の社会参加の推進

高齢化が進む中で、介護が必要でない元気な高齢者が増えています。そのため、高齢者の日常生活の充実を高めるため、社会参加が出来る活動の場が必要です。そのため、趣味やボランティア活動など高齢者自身が生きがいを感じて日々を過ごすための支援と場の提供が求められています。また、培ってきた知識や経験、技能を労働力として社会へ還元したいと考える高齢者のために就業機会の確保が求められています。

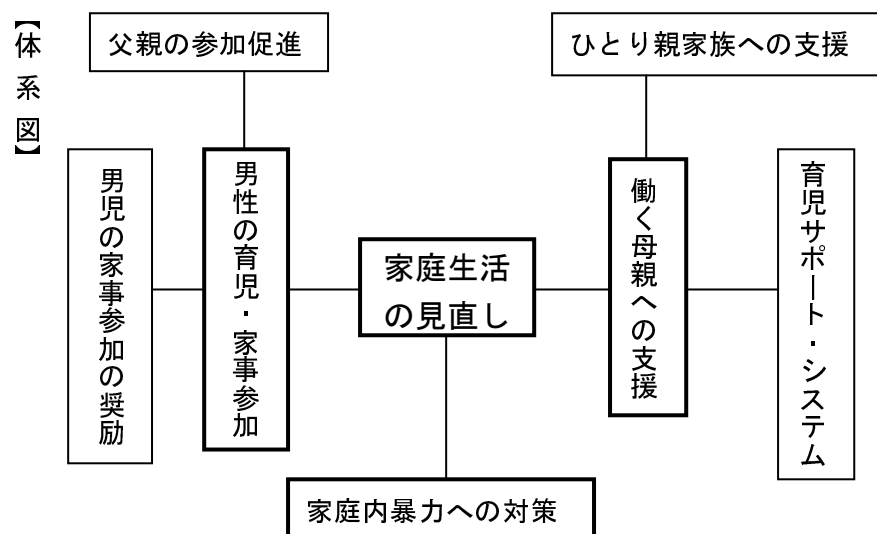
- 老人クラブ連合会への支援により趣味やボランティア活動等における高齢者相互の交流を図るとともに、シルバー人材センターの活動を支援し社会への参加を推進します。



5. 「家庭生活」の見直し

家庭は社会生活のなかで一番基本的な生活単位であり、親から子どもへの教育としつけが行われる事により、子どもが基本的な生活習慣や倫理観、社会規範を学び、身に付けるという重要な役割を担う大切な場です。また、自立した価値観を養うとともに、地域社会とは人が互いに支えあって生活基盤を形作っていることを認識させる重要な場でもあります。

一方近年、家庭の規模や人びとのライフスタイルの変化により、離婚の増加、ドメスティック・バイオレンスや幼児・高齢者虐待などが社会問題化され、家庭における夫婦のあり方、親子のあり方が改めて見直されています。こうした観点から、男女平等と共生の意識づくりには家庭生活が大きな影響力をもっており、親には、子どもが性差を超えた理念を育めるような育て方をすることが求められています。そのためには、家庭や地域における固定的な役割分担意識を排除し、幼いときから平等と共生の認識をつちかうことが必要です。また、働く女性にとって職場と家庭の両立は重要な課題であり、いまだに家事・育児・介護を主として担っていると云わざるをえない女性の負担を軽減する必要があります。今後は男女が共同して家庭における責任を公平に分担する意識を広めていかなければなりません。



(1) 男性の育児・家事参加

これまでわが国の多くの男性は「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識をもっていました。最近、若い世代が父親になるにつれ、この傾向は少しずつ是正されてきましたが、今後とも男女共同参画社会基本法の主旨にのっとり「家庭は両性の共同責任により営むもの」との認識強化と、社会的な場での男女平等が実質的にすすむことが望まれます。

① 父親の育児・家事への参加促進

その一歩として、父親が育児・家事にできる限り参加し、子どもたちにさまざまな生活体験をとおして自立した社会人に成長することの重要性を、身をもって示す必要があります。

また、子どもたちに社会での基本的な規範・ルールを教えこむ“父性”の役割が、今どの家庭にも改めて求められていることも父親が育児・家事に参加する必要性のひとつです。

- 男女が協力して家庭を築けるよう、そのための学習機会を提供しうる体制づくりをすすめます。
- 母親・父親教室や各種乳幼児健診の場を通して、男性が父親としての自覚と自信を持ち、男女共同して育児に取り組めるよう支援していきます。
- 男性を対象とした家庭教育講座等を計画し、意識改革に努めます。

② 男児の家事参加の奨励

幼児期に植えつけられた「家事は女性の役割」という認識は、一生ついて回り、家事の苦手な父親をつくり出すことにつながります。

生活体験が希薄な現代の子どもたちに早い時期から手伝い体験をさせて自立した社会人を育成すること、とりわけ男児にはジェンダーの固定観念から自由な意識を育てることが必要です。

- 父親の家事・育児・介護参加を土台として、家の手伝いは子どもの役割であることの意識啓発を図ります。

(2) 働く母親への支援

働く母親、あるいは働きはじめたい母親が仕事と家庭の両立を図れるようにするためには、様々な就業形態に応じた保育サービスの提供及び整備が必要です。こうした支援は、行政からのみでなく、市民同士の助け合いによっておこなわれることにより男女平等の考え方が市民意識としていっそう根付くこととなります。そのためにも、そうした活動を組織化し充実させる方策が必要となってきます。

① ひとり親家族への支援強化

近年、離婚増加や価値観の多様化により、ひとり親家庭が増加しています。これらの家庭では、育児や家事の負担も大きいことから、経済的支援とともに、就労・家庭・育児相談などの支援が必要です。

また、学童保育施設の充実などにより子どもたちが社会的に孤立する時間をつくらないようにする配慮をはじめ、働く母親・父親の環境整備のために相談窓口を増やすなど、きめ細かい支援を行うことが望まれます。

- 引き続き学童保育活動を支援します。
- 関係機関と連携して労働相談を充実させ、とくに女性が相談しやすい体制をつくります。
- 児童扶養手当の支給・医療費の助成・水道料金等の減免など支援をおこないます。
- 母子家庭の自立に必要な情報提供や指導を関係機関と連携し支援していきます。

② 働く母親・父親を助ける市民活動への支援

子育て支援を行いたい人と援助を受けたい人が会員となり、地域で子育ての手助けを行なっていく「ファミリーサポートセンター」の実施を目指します。

そのためにも市民同士の助け合い活動の組織化に取組み、行政が地域とともに子育てを支援していく体制を形成していきます。

- ファミリーサポートセンターの実施を目指し、子育て支援の充実を図ります。
- 保育ボランティアなどの人材育成に努めます。
- 育児サークルの活動を支援します。

(3) 家庭内暴力への対策

ドメスティック・バイオレンスや、児童・高齢者虐待などが、全国的にも深刻な問題として取り上げられています。

これらを防止・予防するためには行政による相談事業の拡大、多機関によるネットワークの充実、また、被害者への一次避難措置などの対策とともに、市民全体の認識を高める啓発活動を行い、地域での早期発見や見守りなどが必要です。

- 近隣による問題家庭の早期発見につなぐため、さまざまな家庭内暴力の存在についての周知と、防止への啓発を図ります。

- 家庭内の諸々の問題にあらかじめ対処するため、関係機関の相談窓口と連携し、業務の充実を図ります。
- 県内にある一次避難所（シェルター）への被害者の誘導など、引き続き援助体制の強化に努めます。



6. 「配偶者等からの暴力」の根絶

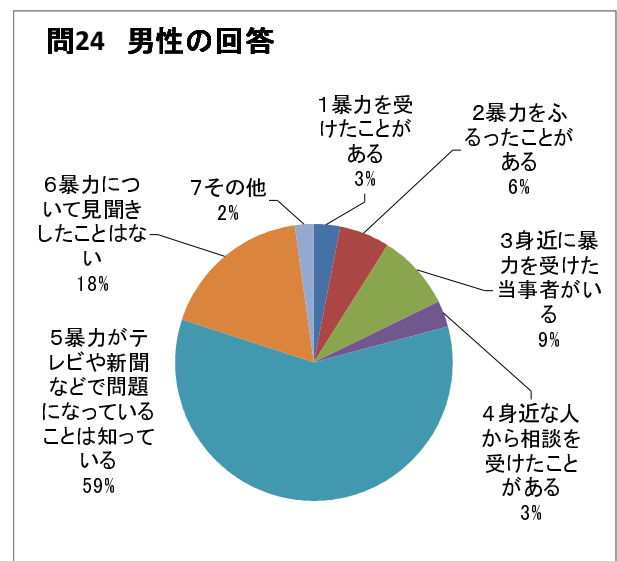
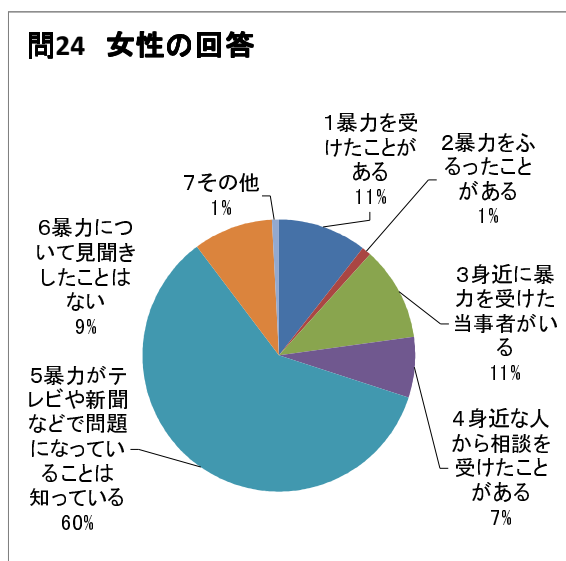
男女共同参画社会の実現に向けたひとつの取組に、「男女の人権の尊重」があります。しかし、その人権侵害である「配偶者等からの暴力」は、犯罪行為であるにもかかわらず、これまでは、「家庭内のこと」、「夫婦の問題」とされ、表面化しづらかったため、社会的な認識や対策が充分に行われていませんでした。

そこで、このような問題の解決に向け、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律が制定され、配偶者等からの暴力を防止し、被害者を保護することが国や地方公共団体の責務とされました。

一方、本市での配偶者等からの暴力の実態を把握するため、本市が平成21（2009）年12月に実施した「男女共同参画に関するアンケート」で、配偶者等からの暴力にかかる設問を設けました。この設問に対する結果は、次のとおりです。

問24 「ドメスティック・バイオレンス（夫婦、恋人同士などの親しい間で、身体的・心理的な暴力を受けること）を経験したり、身近で見聞きしたりしたことがありますか」

- 選択肢
- 1 暴力を受けたことがある
 - 2 暴力をふるったことがある
 - 3 身近に暴力を受けた当事者がいる
 - 4 身近な人から相談を受けたことがある
 - 5 暴力がテレビや新聞などで問題になっていることは知っている
 - 6 暴力について見聞きしたことはない
 - 7 その他



選択肢1～4を合計し、「回答者若しくは身近に暴力を受けたことがある人」の割合をみると、女性の回答者では30%、男性の回答者では21%となります。

なお、内閣府男女共同参画局が平成20(2008)年10～11月に実施した「男女間における暴力に関する調査」において、これまでに結婚したことのある人に対し、これまでの被害経験について、3つの行為(身体に対する暴行を受けた、精神的な嫌がらせや恐怖を感じるような脅迫を受けた、性的な行為を強要された)をあげて、配偶者から被害を受けたことがあるかを聞いたところ、いずれかの行為を1つでも受けたことがある、との答えは、女性で33.2%、男性では17.7%でした。

このように、配偶者や恋人などの親しい異性から暴力を受けたことがある人の割合は、男性に比べて女性に多く、しかも、それらの暴力の根絶に向けた対策が急務であることが、調査から明らかになりました。

① 配偶者等からの暴力の根絶に向けた対策

ア 配偶者等からの暴力防止に向けた意識啓発

配偶者等からの暴力は、家庭や職場など社会における男女の固定的な役割分担や、経済力の格差、男性優位の意識など、男女が置かれてきた歴史的な状況や、女性差別の意識に根ざした社会構造的な問題によるものであるといえます。

暴力をふるうことは人権侵害であり、いかなる理由であっても、決して許されるものではありません。そこで、配偶者等からの暴力をなくすために、暴力を「犯罪」であり、「人権問題」であるとの認識が高まるよう、意識啓発に取り組んでいく必要があります。

■ 配偶者等からの暴力の防止に向け、広報紙やホームページなどを活用するとともに、セミナーの開催などを通して、市民の意識啓発に取り組んでいきます。

② 被害者の相談体制と保護の充実

ア 相談窓口の周知

上述したように、本市が実施した「男女共同参画に関するアンケート」(平成21(2009)年12月)の問24で「暴力を受けたことがある」と回答した27人のうち、どこ(誰)にも相談しなかった人は半数近い11人でありましたが、相談しなかった理由を尋ねたところ、以下の回答でした。

選択肢	回答者の割合
1. 自分が我慢すれば、何とかこのままやっていけたと思ったから	25%
2. 相談しても無駄だと思ったから	11%
3. 自分にも悪いところがあったから	14%
4. 相談するほどのことではないと思ったから	3%
5. 他人を巻き込みたくなかったから	11%
6. 恥ずかしくて誰にも言えなかったから	11%
7. 世間体が悪いから	3%
8. そのことについて思い出したくなかったから	6%
9. 相談したことがわかると、仕返しを受けたり、もっとひどい暴力を受けたりすると思ったから	3%
10. どこ（誰）に相談してよいのか分からなかったから	6%
11. 相談すると、担当者の言動で自分が不快な思いをすと思ったから	0%
12. その他	8%

※ 構成比については、小数点第1位で四捨五入しているため合計と合致しない場合があります。

「1. 自分が我慢すれば、何とかこのままやっていけたと思ったから」との回答が圧倒的に多く特徴的ですが、DVが社会問題ではなく、個人の問題として捉えられている傾向が伺えます。また、次に回答の多い「3. 自分にも悪いところがあったから」や、「5. 他人を巻き込みたくなかったから」、「6. 恥ずかしくて誰にも言えなかったから」との回答も多いですが、これも、社会問題としての認識が浸透していない実態を物語っています。この問題の解消には、上述した、「配偶者等からの暴力防止に向けた意識啓発」を進めていくことが肝要であります。

一方、「2. 相談しても無駄だと思ったから」との回答が多いことに着目する必要があります。これは、「10. どこ（誰）に相談してよいのか分からなかったから」との回答にも関連しますが、DVの相談先が充分、周知されていないこと、そして相談することで、一時保護により安全が確保されることが周知されていないことがわかります。

そこで、第一に、DVの相談窓口の周知を充分に図ることが求められます。

■ 本市、警察、神奈川県配偶者暴力相談支援センター等での相談窓口を、広報紙やホ

ームページ、ちらしなどを活用し、市民に周知していきます。

※ 神奈川県配偶者暴力相談支援センター（かながわ県民センター・かながわ女性センター）では、被害者支援のための相談や心理相談などの専門相談をはじめとした相談の実施、被害者支援のための情報収集や提供、休日夜間緊急体制の確保などを行っています。

イ 一時保護による安全の確保

被害者の確実な一時保護に向け、本市は、神奈川県の配偶者暴力相談支援センターや警察との連携・協力のもと、被害者の一時保護施設等への入所を支援し、被害者の安全を的確に確保します。

■ 神奈川県の配偶者暴力相談支援センターや警察との緊密な連携・協力のもと、休日、夜間における一時保護にも的確に対応し、安全の確保を図ります。

ウ 関係機関の連携強化による早期発見・早期対応

福祉事務所や児童相談所、学校との連携を図り、DVの兆候を早期に発見し、相談などを通して、被害を最小限にとどめるよう、早期に対応を図ります。

■ 福祉事務所や児童相談所、学校との連携を図ることにより、あらゆる機会を捉えて、DVの早期発見・早期対応を実施します。

③ 自立支援に向けた支援の整備

ア 生活面での支援

DV被害者の自立に向け、県の配偶者暴力相談支援センターや福祉事務所などとの連携のもと、住宅や就労、経済面での支援を実施します。

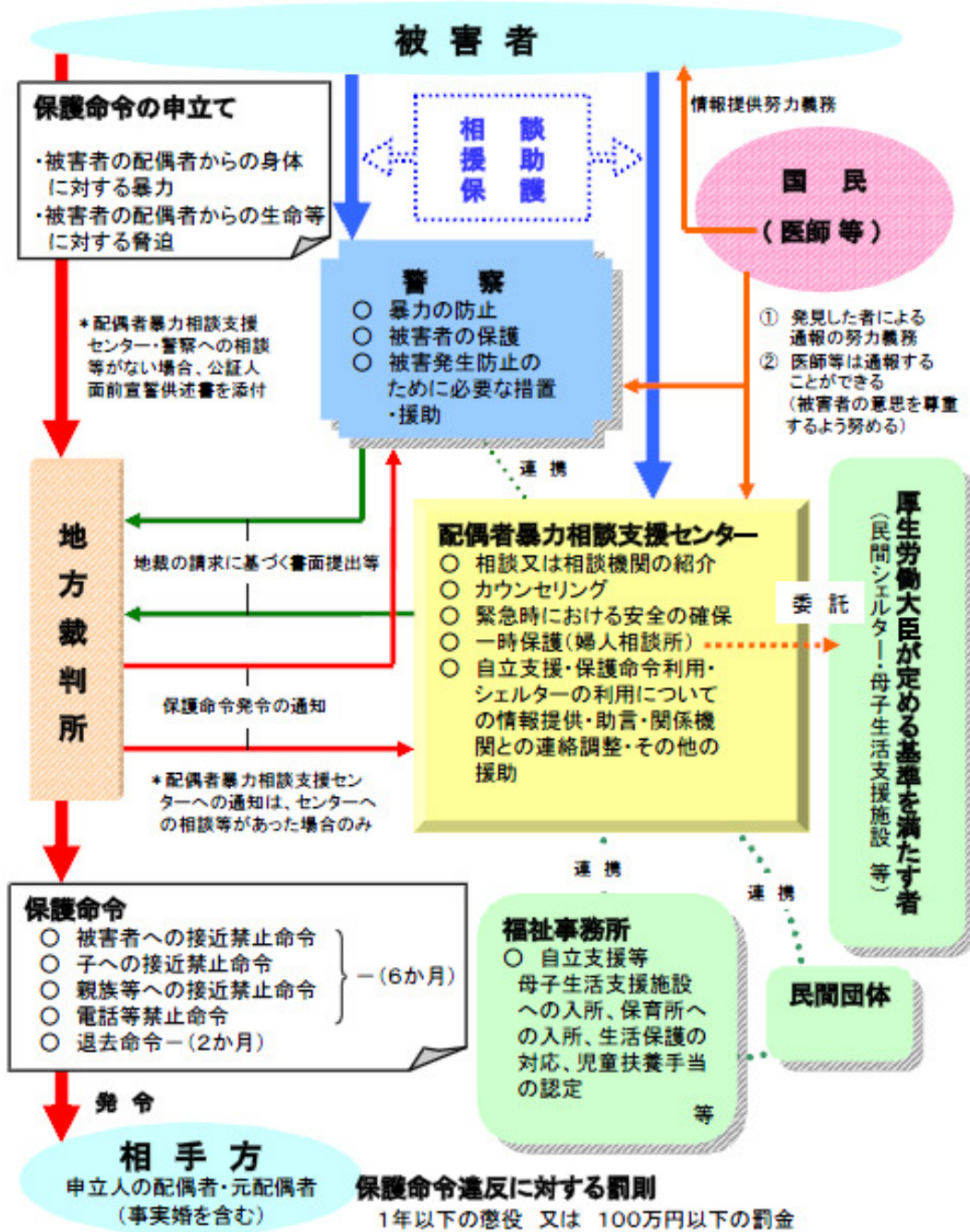
■ 神奈川県の配偶者暴力相談支援センターや福祉事務所などと十分な連携を図り、DV被害者の自立に向け、住宅や就労、経済面など、生活全般における支援を実施します。

イ 精神面での支援

DV被害者は、暴力を受けたことにより、精神的に不安定になっているため、相談機関でのカウンセリングなどを通して、自立に向けた支援を実施します。

■ 神奈川県の配偶者暴力相談支援センターとの十分な連携を図り、DV被害者のカウンセリングなどを通して、精神面での支えを通して、自立に向けた支援を実施します。

配偶者暴力防止法の概要（チャート）



国や地方公共団体は…

- 主務大臣（内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣、厚生労働大臣）による基本方針の策定
- 都道府県・市町村による基本計画の策定（市町村については努力義務）

出典：配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の概要
内閣府男女参画局